

### (3) 品質管理基準及び規格値

# 品質管理基準及び規格値目次

品質管理基準及び規格値	1-167
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	
2 ガス圧接	1-167
3 既製杭工（現場溶接）	1-169
4 下層路盤	1-171
5 上層路盤	1-173
6 アスファルト安定処理路盤	1-176
7 セメント安定処理路盤	1-176
8 アスファルト舗装	1-177
9 転圧コンクリート	1-183
10 グースアスファルト舗装	1-185
11 路床安定処理工	1-188
12 表層安定処理工（表層混合処理）	1-189
13 固結工	1-190
14 アンカー工	1-190
15 補強土壁工	1-190
16 吹付工	1-191
17 現場吹付法砕工	1-192
18 河川・海岸土工	1-194
19 砂防土工	1-195
20 道路土工	1-195
21 捨石工	1-196
22 コンクリートダム	1-196
23 覆工コンクリート（NATM）	1-199
24 吹付けコンクリート（NATM）	1-201
25 ロックボルト（NATM）	1-202
26 路上再生路盤工	1-203
27 路上表層再生工	1-203
28 排水性舗装工・透水性舗装工	1-204
29 プラント再生舗装工	1-208
30 ガス切断工	1-209
31 溶接工	1-209
32 工場製作工（鋼橋用鋼材）	1-211
33 管渠築造工	1-211
参考資料	
ロックボルトの引抜試験	1-212
<農林水産部独自>	
1 ため池盛工	1-214
2 コンクリート二次製品	1-215
3 鋼材関係	1-216
4 その他の二次製品	1-217
5 管水路の通水試験	1-218
6 杭の打ち止め管理（参考）	1-220

注)小規模工種とは、1工種当りのコンクリートの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の工種を云う。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~3	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~3	絶乾密度：2.4以上 注1 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（銅スラグ骨材） 注1 ※2.5以上を標準とするが、コンクリート標準示方書により2.4以上とすることが出来る。	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下、舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下 （砕砂およびスラグ骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」附属書3による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 5308の附属書3	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIA A 1141	細骨材： コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下 粗骨材： コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	スラグ骨材、高炉スラグ粗骨材には適用しない。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書3	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○
			製造（プラント）	その他	計量設備の計量精度	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	製造（プラント）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差： 7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差： 15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○
				連続ミキサの場合： 土木学会標準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○	
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○	
	施工	必須	塩化物総量規制	コンクリートの耐久性向上	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後とにまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502, 503）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。	○	
				単位水量測定	レディーミキストコンクリートの品質確保について	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m <sup>3</sup> 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m <sup>3</sup> /日以上の場合： 2回/日（午前1回、午後1回）、または構造物の重要度と工事の規模に応じて1.00～1.50m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	○
				スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm (コンクリート舗装の場合) スランブ2.5cm：許容差±1.0cm (道路橋床版の場合) スランブ8cmを標準とする。	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミキストコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○
	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m <sup>3</sup> ごとに1回 なお、テストピースは打設場所から採取し、1回につき6本（σ7…3本、σ28…3本）とする。（早強セメントを使用する場合には、必要に応じてσ3…3本についても採取する）	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。 σ28-3本の試験については、原則として公的試験機関及び指定試験機関で実施する。	○			

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所にて採取し、1回につき原則として3個とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。コンクリート舗装の場合には、曲げ強度試験を適用する。 σ28-3本の試験については、原則として公的試験機関及び指定試験機関で実施する。	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
	施工後試験	必須	テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類、トンネルについては目地間（ただし100mを超えるトンネルでは、100mを超えた箇所以降は、30m程度を1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。（ただしいづれの工種についてもプレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは対象としない。）また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないように十分な検討を行う。圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	
2 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 折れ曲がり 等 ・ノギス等による計測 （詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれがD/4以下 ⑤著しいたれ下がり、折れ曲がりがない	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 （1）SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。	
					熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。 ④その他有害（著しい折れやボルトによる締付け傷等）と認められる欠陥があってはならない。		（2）SD490の鉄筋を圧接する場合 SD490を圧接する場合、手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
2 ガス圧接	施工後試験	必須	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 折れ曲がり 等</li> <li>ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 等</li> </ul>	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれがD/4以下 ⑤著しいたれ下がり、折れ曲がりがない	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視は全数実施する。</li> <li>特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。</li> </ul>	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は下記による。いずれの場合も監督職員の承諾を得る。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査および超音波探傷検査を行う。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正し、外観検査を行う。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接修正し、外観検査および超音波探傷検査を行う。 ・⑤は、著しい折れ曲がりが生じた場合は、再加熱して修正し、外観検査を行う。又、著しい焼き割れおよび垂れ下がりなどが生じた場合は、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査および超音波探傷検査を行う			
				熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。 ④その他有害（著しい折れやボルトによる締付け傷等）と認められる欠陥があってはならない。		(2)SD490の鉄筋を圧接する場合 SD490を圧接する場合、手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。				
			超音波探傷検査	JIS Z 3062	<ul style="list-style-type: none"> <li>各検査ロットごとに30箇所ランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1箇所以下の時はロットを合格とし、2箇所以上のときはロットを不合格とする。ただし、合格判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。</li> </ul>	超音波探傷検査は技取検査を原則とする。 技取検査の場合は、各ロットの30箇所とし、1ロットの大きさは200箇所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、下記による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督職員の承諾を得て、補強筋（ラップ長の2倍以上）を添えるか、圧接部を切り取って再圧接する。 ・圧接部を切り取って再圧接によって修正する場合には、修正後外観検査および超音波探傷検査を行う。			
3 既製杭工	材料	必須	外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。		○		
			施工	必須	外観検査（鋼管杭） 【円周溶接部の目違い】	JIS A 5525	外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1016mm以下：許容値3mm以下 外径1016mmを超え2000mm以下：許容値4mm以下		上杭と下杭の外周長の差で表す。 (許容値×π以下)	
					鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接 浸透深傷試験 (溶剤除去性染色浸透深傷試験)	JIS Z 2343	われ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。但し、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。		
鋼管杭・H鋼杭の現場溶接 放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の3類以上	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)							

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
3 既製杭工	施工	その他	鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の3類以上	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から深傷し、その深傷長は30cm/1方向とする。 (20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)	中掘工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波深傷試験とすることができる。	
			鋼管杭・コンクリート杭(根固め)水セメント比試験	比重の測定	設計図書による。 又、設計図書に記載されていない場合は60%~70%とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		
			鋼管杭・コンクリート杭(根固め)セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 尚、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm <sup>2</sup> φ28-3本の試験については、原則として公的試験機関及び指定試験機関で実施する。	
4 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装試験法便覧2-3-1	粒状路盤：修正CBR20%以上(クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が次に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・30cm その他の地方・・・・・・40cm	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・但し、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
4 下層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装試験法便覧 2-3-4	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシュランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
	施工	必須	現場密度の測定	舗装試験法便覧 2-5-3	最大乾燥密度の93%以上 X <sub>10</sub> 95%以上 X <sub>6</sub> 96%以上 X <sub>3</sub> 97%以上	・中規模以上の工事：定期的又は随時(1,000m <sup>2</sup> につき1個)。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。	・締固め度は、10個の測定値の平均値X <sub>10</sub> が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X <sub>3</sub> が規格値を満足していなければならないが、X <sub>3</sub> が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X <sub>6</sub> が規格値を満足していればよい。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
			ブルーフローリング	舗装試験法便覧 1-7-4		・中規模以上の工事：随時	・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラヤトラック等を用いるものとする。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
	その他		平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m <sup>2</sup> につき2回の割合で行う。	・確認試験である。 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
4 下層路盤	施工	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・確認試験である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
5 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装試験法便覧 2-3-1	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装試験法便覧 2-3-1	修正CBR 80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及び9MS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・但し、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
5 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラッグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装試験法便覧 2-3-2	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS:粒度調整鉄鋼スラッグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラッグの水浸膨張性試験	舗装試験法便覧 2-3-4	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS:粒度調整鉄鋼スラッグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラッグの一軸圧縮試験	舗装試験法便覧 2-3-3	1.2Mpa以上(14日)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・HMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラッグの単位容積質量試験	舗装試験法便覧 4-9-5	1.50kg/L以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS:粒度調整鉄鋼スラッグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
5 上層路盤	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			施工	必須	現場密度の測定	舗装試験法便覧 2-5-3	最大乾燥密度の93%以上 X <sub>10</sub> 95%以上 X <sub>6</sub> 95.5%以上 X <sub>3</sub> 96.5%以上	・中規模以上の工事：定期的又は随時 (1,000m <sup>2</sup> につき 1 個) ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。
			粒度 (2.36mm フレイ)	舗装試験法便覧 3-4-3	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時 (1回～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
			粒度 (75μm フレイ)	舗装試験法便覧 3-4-3	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
		その他		平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m <sup>2</sup> につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
6	アスファルト安定処理路盤		アスファルト舗装に準じる					
7	セメント安定処理路盤	材料 必須	一軸圧縮試験	舗装試験法便覧 2-4-3	下層路盤：一軸圧縮強さ〔7日間〕 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ〔7日間〕 2.9Mpa（アスファルト舗装）、 2.0Mpa（セメントコンクリート舗装）。	・中規模以上の工事：施工前、 材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
			骨材の修正CBR試験	舗装試験法便覧 2-3-1	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	・中規模以上の工事：施工前、 材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・アスファルト舗装に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装試験法便覧 1-3-5、1-3-6	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下	・中規模以上の工事：施工前、 材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
施工	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時 (1回～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		
		粒度 (75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
7	セメント安定処理路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装試験法便覧2-5-3	最大乾燥密度の93%以上。 $X_{10}$ 95%以上 $X_6$ 95.5%以上 $X_3$ 96.5%以上	・中規模以上の工事：定期的又は随時(1,000m <sup>2</sup> につき1個) ・小規模以下の工事：異常が認められたとき	・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
			その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
			セメント量試験	舗装試験法便覧2-5-4、2-5-5	±1.2%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき(1~2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		
8	アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
				骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
				骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
8 アスファルト舗装	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装試験法便覧 3-4-7	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			フィラーのフロー試験	舗装試験法便覧 3-4-15	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による確認
8 アスファルト舗装	材料	その他	フィラーの水浸膨張試験	舗装試験法便覧 3-4-12	4%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装試験法便覧 3-4-13	1/4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装試験法便覧 3-4-17	水浸膨張比：2.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 碎石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
8 アスファルト舗装	材料その他		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による確認
8 アスファルト舗装	材料	その他	トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 <sup>m</sup> 2あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000 <sup>m</sup> 2以上10000 <sup>m</sup> 2未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400 <sup>m</sup> 3以上1,000 <sup>m</sup> 3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000 <sup>m</sup> 2を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			引火点試験	JIS K 2265	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 <sup>m</sup> 2あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000 <sup>m</sup> 2以上10000 <sup>m</sup> 2未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400 <sup>m</sup> 3以上1,000 <sup>m</sup> 3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000 <sup>m</sup> 2を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 <sup>m</sup> 2あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000 <sup>m</sup> 2以上10000 <sup>m</sup> 2未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400 <sup>m</sup> 3以上1,000 <sup>m</sup> 3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000 <sup>m</sup> 2を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 <sup>m</sup> 2あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000 <sup>m</sup> 2以上10000 <sup>m</sup> 2未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400 <sup>m</sup> 3以上1,000 <sup>m</sup> 3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000 <sup>m</sup> 2を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 <sup>m</sup> 2あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000 <sup>m</sup> 2以上10000 <sup>m</sup> 2未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400 <sup>m</sup> 3以上1,000 <sup>m</sup> 3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000 <sup>m</sup> 2を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
8 アスファルト舗装	材料	その他	高温動粘度試験	舗装試験法便覧 3-5-10	舗装施行便覧参照 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			60℃粘度試験	舗装試験法便覧 3-5-11	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			タフネス・テナシティ試験	舗装試験法便覧 3-5-17	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
ブランド	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装試験法便覧 3-4-3	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
		粒度 (75μmフルイ)	舗装試験法便覧 3-4-3	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
8 アスファルト舗装	プラント	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装試験法便覧 3-9-6	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
		必須	温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	JIS Z 8710	配合設計で決定した混合温度。	随時			○
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装試験法便覧 3-7-7	基準密度の94%以上。 X <sub>10</sub> 96%以上 X <sub>6</sub> 96%以上 X <sub>3</sub> 96.5%以上  歩道 — 基準密度の90%を10回に1回以上の確率で下がってはならない。	・中規模以上の工事：定期的又は随時(1,000m <sup>2</sup> につき1個)。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。	・但し、橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		
		必須	温度測定(初期締固め前)	JIS Z 8710	110℃以上	随時		測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)。	
		必須	外観検査(混合物)	目視		随時			
		その他	すべり抵抗試験	舗装試験法便覧 6-5	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回			
	9 転圧コンクリート	材料	必須	コンシステンシーVC試験	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値：50秒	当初			
			必須	マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針(案) ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：96%	当初		
			必須	ランマー突き固め試験	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：97%	当初			
			必須	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初		含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から付録7に示した直火法によるのが臨ましい。
必須			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回。			
その他		必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材300m <sup>3</sup> 、粗骨材500m <sup>3</sup> ごとに1回、あるいは1回/日。			○
		必須	骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材300m <sup>3</sup> 、粗骨材500m <sup>3</sup> ごとに1回、あるいは1回/日。			○
		必須	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時			○
		必須	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下	工事開始前、材料の変更時		ホワイトベースに使用する場合：40%以下	○
		必須	粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、材料の変更時		観察で問題なければ省略できる。	○
		必須	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、材料の変更時		濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」付属書3による。	○
		必須	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 5308の附属書3	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。			○
		必須	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時		観察で問題なければ省略できる。	○
		必須	骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 5308の附属書2	0.5%以下	工事開始前、材料の変更時			○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
9 転圧コンクリート	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%未満 粗骨材：12%以下	工事開始前、材料の変更時	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書3 回収水の場合： JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
	製造(プラント)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差： 7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差： 15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○
			連続ミキサの場合： 土木学会標準 JSCE-1 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○	
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○
			施工	必須	コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒	1日2回（午前・午後）以上、 その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。
マーシャル突き固め試験	舗装試験法便覧別冊 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%			1日2回（午前・午後）以上、 その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。			
ランマー突き固め試験		目標値の±1.5%			1日2回（午前・午後）以上、 その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。			
コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数が7回以上（1回は3個以上の供試体の平均値）の場合は、 全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわらなければならない。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上			2回/日（午前・午後）で、3本1組/回（材令28日）。	σ28-3本の試験については、原則として公的試験機関及び指定試験機関で実施する。		
温度測定（コンクリート）	JIS Z 8710				2回/日（午前・午後）以上			
現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mに1回（横断方向に3箇所）					

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
9	転圧 コンクリート	施工	コアによる密度測定	舗装試験法便覧別冊		1,000m <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定			
10	グー ス ア ス フ ア ル ト 舗 装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			必須	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			必須	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			必須	粗骨材の形状試験	舗装試験法便覧3-4-7	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			必須	フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧3-3-17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
10 グラスアスファルト舗装	材料	必須	ファイラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
				硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
				粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
				針入度試験	JIS K 2207	15～30 (1/10mm)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
10 グラスアスファルト舗装	材料	必須	軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニグットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			伸度試験	JIS K 2207	10cm以上（25℃）	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニグットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニグットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			引火点試験	JIS K 2265	240℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニグットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニグットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
10 グラスアスファルト舗装	材料	その他	密度試験	JIS K 2207	1.07~1.13g/cm <sup>3</sup>	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20~40）にトリニダットレイクスアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			必須	貫入試験40℃	舗装試験法便覧 5-3-3	貫入量（40℃）目標値 表層：1~4mm 基層：1~6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
			リユエル流動性試験240℃	舗装試験法便覧 5-3-4	3~20秒（目標値）	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○	
			ホイールトラッキング試験	舗装試験法便覧 3-7-3	300以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○	
			曲げ試験	舗装試験法便覧 3-7-5	破断ひずみ（-10℃、50mm/min） 8.0×10 <sup>-3</sup> 以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○	
			粒度（2.36mmフルイ）	舗装試験法便覧 3-4-3	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			粒度（75μmフルイ）	舗装試験法便覧 3-4-3	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装試験法便覧 3-9-6	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	JIS Z 8710	アスファルト：220℃以下 石粉：常温~150℃	随時		○	
			舗設現場	必須	温度測定（初期締固め前）	JIS Z 8710		随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）
11 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。			

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認						
11 路床安定処理工	材料	必須	CBR試験	舗装試験法便覧 1-6-1 舗装試験法便覧 1-6-2	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。								
			施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	JIS A 1214 JIS A 1210 A・B 法 最大粒径>53mm: 舗装試験法便覧 1-7-2	最大乾燥密度の90%以上。	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。 但し、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。	・最大粒径≤100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。					
	または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	【締固め度による管理】 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。  【空気間率による管理】 施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。 又は、設計図書による。				1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>面積 (m<sup>2</sup>)</th> <th>500未満</th> <th>500以上 1000未満</th> <th>1000以上 2000未満</th> </tr> <tr> <th>測定点数</th> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </table>	面積 (m <sup>2</sup> )	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満	測定点数	5	10	15
	面積 (m <sup>2</sup> )	500未満		500以上 1000未満	1000以上 2000未満									
	測定点数	5		10	15									
	T・S・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。		1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とす2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。										
	ブルーフローリング	舗装試験法便覧 1-7-4			路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。								
	その他	平板載荷試験		JIS A 1215		延長40mにつき1箇所の割で行う。	・確認試験である。 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。							
		現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。	確認試験である。								
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	降雨後または含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。								
		たわみ量	舗装試験法便覧 7-2 (ベンチマークビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施	確認試験である。								
12 表層安定処理工(表層混合処理)	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。							
			施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	JIS A 1214 JIS A 1210 A・B 法	最大乾燥密度の90%以上。	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。 但し、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。	・最大粒径≤100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。					
	または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	【締固め度による管理】 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。  【空気間率による管理】 施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。 又は、設計図書による。				1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>面積 (m<sup>2</sup>)</th> <th>500未満</th> <th>500以上 1000未満</th> <th>1000以上 2000未満</th> </tr> <tr> <th>測定点数</th> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </table>	面積 (m <sup>2</sup> )	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満	測定点数	5	10	15
面積 (m <sup>2</sup> )	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満											
測定点数	5	10	15											
T・S・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。												

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
12 表層安定処理工(表層混合処理)	施工	必須	ブルーフローリング	舗装試験法便覧1-7-4	沈下が認められた場合は、その箇所においてベンゲルマンビーム等によるたわみ量測定を行うものとする。	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		
			その他	平板荷重試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。	確認試験である。	
			現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。	確認試験である。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	降雨後または含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。		
			たわみ量	舗装試験法便覧7-2 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。	確認試験である。		
13 固結工	施工	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。			
14 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前/午後) / 日			
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。			
			多サイクル確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2000)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。		
			1サイクル確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2000)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。		
その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2000)	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張り確認試験 ・リフトオンテスト 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。				
15 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。			
			外観検査(ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工法各設計・施工マニュアル	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。			
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアル	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。		○	
その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアル	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	設計図書による。					
施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ : JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径 $> 53\text{mm}$ : 舗装試験法便覧1-7-2	最大乾燥密度の90%以上。 または、設計図書による。	500 $\text{m}^3$ につき1回の割で行う。 但し、1,500 $\text{m}^3$ 未満の工事は1工事当たり3回以上。	・最大粒径 $\leq 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。			
			または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	【締固め度による管理】 路体・路床とも1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。  【空気間隙率による管理】 路体 ・砂質土 $V_a \leq 15\%$ ・粘性土 $V_a \leq 10\%$ 路床 施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。 又は、設計図書による。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500 $\text{m}^2$ を標準とし、1日の施工面積が2,000 $\text{m}^2$ 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。			

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
15 補強土壁工	施工	必須		TS・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
16 吹付工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策について(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~3	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~3	絶乾密度:2.4以上 注1 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (砕砂及び碎石) JIS A 5011-1 (高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (銅スラグ細骨材) 注1 ※2.5以上を標準とするが、コンクリート標準示方書により2.4以上とすることが出来る。	○	
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材:1.0%以下 細骨材:コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下 (砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」付属書3による。	○	
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 5308の附属書3	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	
		骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 5308の附属書2	細骨材: コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下 粗骨材: コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	スラグ細骨材、高炉スラグ粗骨材には適用しない。	○	
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
		練混ぜ水の水质試験	製造(フランク)	必須	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量:2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/l以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。
回収水の場合: JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上			工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○		
		必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
		必須	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認			
16 吹付工	製造（プラント）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○			
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。				
			連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-1 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	工事前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。					
	施工	その他	塩化物総量規制	コンクリートの耐久性向上	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前と午後コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502.503）を監督員と協議の上また、特記仕様書の規定により行う。				
			スランブ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。				
			必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-1999	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ※28-3本の試験については、原則として公的試験機関及び指定試験機関で実施する。			
			その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。			
			その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。				
			17 現場吹付法砕工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
					その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～3	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～3	絶乾密度：2.4以上 注1 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については概要を参照）			工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（フェロニッケルスラグ細骨材） JIS A 5011-3（銅スラグ細骨材） 注1 ※2.5以上を標準とするが、コンクリート標準示方書により2.4以上とすることができる。	○				
骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下 （砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）			工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。（山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○				

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
17 現場吹付法砕工	材料	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」付属書3による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 5308の附属書3	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 5308の附属書2	細骨材： コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下 粗骨材： コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	スラグ細骨材、高炉スラグ粗骨材には適用しない。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
		回収水の場合： JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○		
	製造	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
		ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差： 7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差： 15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。		
		連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。			
	施工	その他	スランブ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
17 現場吹付法砕工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCF561-1999	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。	・参考値：14.7Mpa以上（材令28日） ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。 σ28-3本の試験については、原則として公的試験機関及び指定試験機関で実施する。			
			その他	塩化物総量規制	コンクリートの耐久性向上	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCF-C502, 503）または設計図書の規定により行う。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。			
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料 ロックボルトの引抜き試験	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。				
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。				
18 河川・海岸土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。				
			その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。				
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。				
			土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。				
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。				
			土のせん断試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。				
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。				
			施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径>53mm：舗装試験法便覧1-7-2	最大乾燥密度の85%以上。又は設計図書に示された値。	築堤は、1,000m <sup>2</sup> に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。	・最大粒径≦100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
					または、R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	【締固め度による管理】 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。  【空気間隙率による管理】 ・砂質土：25%≦Va≦50%の場合 ・粘性土：2%≦Va≦10% 又は、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
18 河川・海岸土工	施工	必須		T・S・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路床路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。	
		その他	コーン指数の測定	舗装試験法便覧1-2-1	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。	確認試験である。	
19 砂防土工	材料 施工	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
		必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm: JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径>53mm: 舗装試験法便覧1-7-2	・路体: 最大乾燥密度の85%以上。 ・路床: 最大乾燥密度の90%以上。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。但し、5,000m <sup>3</sup> 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。但し、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。	・最大粒径≤100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	【締固め度による管理】 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。 【空気間隙率による管理】 ・砂質土 25%≤74μm<50%の場合 Va≤15% ・粘性土 2%<Va≤10% 又は、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
		T・S・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路床路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。				
20 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合は除く)。 但し、法面、路肩部の土量は除く。		
			CBR試験(路床)	JIS A 1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。 (材料が岩砕の場合は除く)		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	・路体: 当初及び土質の変化した時。 ・路床: 含水比の変化が認められた時。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土のせん断試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
20 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ : JIS A 1214 JIS A 1210 A・B 最大粒径 $> 53\text{mm}$ : 舗装試験法便覧 1-7-2	・路体: 最大乾燥密度の85%以上。 ・路床: 最大乾燥密度の90%以上。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000 $\text{m}^3$ につき1回の割合で行う。但し、5,000 $\text{m}^3$ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500 $\text{m}^3$ につき1回の割合で行う。但し、1,500 $\text{m}^3$ 未満の工事は1工事当たり3回以上。	・最大粒径 $\leq 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
				または、R1計器を用いた盛土の締め管理要領(案)	【締固め度による管理】 路体・路床とも1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。  【空気間隙率による管理】 路体 ・砂質土 $V_a \leq 15\%$ ・粘性土 $V_a \leq 10\%$ 路床 施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。 又は、設計図書による。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500 $\text{m}^2$ を標準とし、1日の施工面積が2,000 $\text{m}^2$ 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
				T S・GPSを用いた盛土の締め情報化施工管理要領(案)	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締め固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500 $\text{m}^2$ を標準とする。また、1日の施工面積が2,000 $\text{m}^2$ 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
			ブルーフローリング	舗装試験法便覧 1-7-4			路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。但し、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215			各車線ごとに延長40mについて1箇所の割で行う。	・確認試験である。 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。		各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。	確認試験である。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		降雨後又は、含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。	
			コーン指数の測定	舗装試験法便覧 1-2-1	設計図書による。		トラフィカビリティが悪いとき。	確認試験である。	
			たわみ量	舗装試験法便覧 7-2 (ハ'ンケ'ルマン'-A)	設計図書による。		ブルーフローリングでの不良箇所について実施	確認試験である。	
		21 捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500 $\text{m}^3$ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値: ・硬石: 約2.7~2.5 $\text{g}/\text{cm}^3$ ・準硬石: 約2.5~2 $\text{g}/\text{cm}^3$ ・軟石: 約2 $\text{g}/\text{cm}^3$ 未満
岩石の吸水率	JIS A 5006				設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500 $\text{m}^3$ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値: ・硬石: 5%未満 ・準硬石: 5%以上15%未満 ・軟石: 15%以上	○	
岩石の圧縮強さ	JIS A 5006				設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500 $\text{m}^3$ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値: ・硬石: 4903 $\text{N}/\text{cm}^2$ 以上 ・準硬石: 980.66 $\text{N}/\text{cm}^2$ 以上4903 $\text{N}/\text{cm}^2$ 未満 ・軟石: 980.66 $\text{N}/\text{cm}^2$ 未満	○	
その他	岩石の形状			JIS A 5006	うすっぺらなもの、細長いものであってはならない。	5,000 $\text{m}^3$ につき1回の割で行う。但し、5,000 $\text{m}^3$ 以下のものは1工事2回実施する。	500 $\text{m}^3$ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。	○	
22 コンクリートダム	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策について(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○	
			その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~3	絶乾密度: 2.5以上 注1 吸水率: 2002年制定コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	注1 ※2.5以上を標準とするが、現場条件等により、これによりがたい場合は主管課に協議のこと。	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
22	コンクリートダム	材料	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○		
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○		
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」付属書3による。	○		
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 5308の附属書3	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○		
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下 (砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○		
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○		
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。		○		
			骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 5308の附属書2	細骨材：0.5%以下 粗骨材：1.0%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	スラグ細骨材、高炉スラグ粗骨材には適用しない。	○		
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○		
				回収水の場合： JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○		
			製造(プラント)	その他	計量設備の計量精度	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	
					ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		
						連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSC-1 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
22 コンクリートダム	製造(フランク)	その他	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。		
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。		
			塩化物総量規制	コンクリートの耐久性向上	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後とまたがる場合は、午前と1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	コンクリートの打設が午前と午後とまたがる場合は、午前と1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503) または設計図書の規定により行う。	
	施工	必須	単位水量測定	レディミクストコンクリートの品質確保について	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m <sup>3</sup> 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m <sup>3</sup> /日以上の場合; 2回/日 (午前1回、午後1回)、または建造物の重要度と工事の規模に応じて100~150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。		
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満 : 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下 : 許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日または建造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日または建造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。		
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1. ブロックリフトのコンクリート量500m <sup>3</sup> 未満の場合1ブロックリフト当り1回の割で行う。なお、1ブロックリフトのコンクリート量が150m <sup>3</sup> 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2. 1ブロックリフトコンクリート量500m <sup>3</sup> 以上の場合1ブロックリフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3. ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4. 上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2~3時間に1回の割で行う。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。		
			温度測定 (気温・コンクリート)	JIS Z 8710		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。			
			その他	コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値 : 2.3t/m <sup>3</sup> 以上	
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
			コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123	設計図書による。	1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
			コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113	設計図書による。	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
22	コンクリートダム	施工	コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
23	覆工コンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	「アルカリ骨材反応抑制対策について」 (平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
			その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~3	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~3	絶乾密度: 2.4以上 注1 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (銅スラグ細骨材) 注1 ※2.5以上を標準とするが、コンクリート標準示方書により2.4以上とすることが出来る。	○	
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下、舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。		○	
		その他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材: 1.0%以下 細骨材: コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下 (砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	
		その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」付属書3による。	○	
		その他	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 5308の附属書3	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	
		その他	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	
		その他	骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 5308の附属書2	細骨材: コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下 粗骨材: コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	スラグ細骨材、高炉スラグ粗骨材には適用しない。	○	
		その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	
		その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
		その他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
		その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量: 2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/l以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	
		その他	回取水の場合:	JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならぬ。	○	
製造 (ブランド)	その他	計量設備の計量精度		水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
23 覆工 コンクリート (NATM)	製造 (プレキャスト)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
			連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。		
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミキストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミキストコンクリート以外の場合に適用する。	
	施工	必須	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
			単位水量測定	レディーミキストコンクリートの品質確保について	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m <sup>3</sup> 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m <sup>3</sup> /日以上の場合； 2回/日（午前1回、午後1回）、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 なお、テストピースは打設場所から採取し、1回につき6本（σ7・・3本、σ28・・3本）とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。 σ28-3本の試験については、原則として公的試験機関及び指定試験機関で実施する。	
			塩化物総量規制	コンクリートの耐久性向上	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502, 503）または設計図書の規定により行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
			その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	
			コンクリートの洗い分析試	JIS A 1112	設計図書による。	1回 品質に異常が認められた場合に行う。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
23 覆工コンクリート (NATM)	施工後試験	必須	テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504	設計基準強度	目地間 (ただし100mを超えるトンネルでは、100mを超えた箇所以降は、30m程度に1箇所) で行う。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないように十分な検討を行う。圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	
24 吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	「アルカリ骨材反応抑制対策について」 (平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
		骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○	
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度: 2.4以上 注1 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	注1 ※2.5以上を標準とするが、コンクリート標準示方書により2.4以上とすることが出来る。	○	
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材: 1.0%以下 細骨材: コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下 (砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○	
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」付属書3による。	○	
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 5308の附属書3	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○	
		骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 5308の附属書2	細骨材: コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下 粗骨材: コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合	スラグ細骨材、高炉スラグ粗骨材には適用しない。	○	
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	
		粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○	
セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○			

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
24 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他	ホルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ホルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308付属書3 回収水の場合: JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量: 2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/l以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。 工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 ・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○
	製造 (プラント)	その他	計量設備の計量精度		水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度平均値からの差: 7.5%以下 空気量平均値からの差: 10%以下 スランブ平均値からの差: 15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。	
			連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランブ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。		
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上。	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			塩化物総量規制	コンクリートの耐久性向上	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前と午後1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503) または設計図書の規定により行う。	
	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-1999	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日, 28日 (2×3=6供試体) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本 (σ7…3本、σ28…3本、) とする。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。 σ28-3本の試験については、原則として公的試験機関及び指定試験機関で実施する。	
			スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満: 許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下: 許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
その他			外観検査 (ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○
25 ロックボルト (NATM)	材料	その他	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回		○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
25	ロックボルト(NATM)	施工	必須	モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中または必要の都度 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回		
				ロックボルトの引抜き試験	参考資料 ロックボルトの引抜き試験	引抜き耐力の80%程度以上。	掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う(ただし、坑口部では両側壁各1本)。		
26	路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装試験法便覧 2-3-1	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
				土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照 資表-4.7 路上再生路盤骨材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時		
				土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下	当初及び材料の変化時		
			その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
		施工	必須	現場密度の測定	舗装試験法便覧 2-5-3	基準密度の93%以上。	1,000m <sup>2</sup> に1回		
				土の一軸圧縮試験	舗装試験法便覧3-8-1	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
				CAEの一軸圧縮試験	舗装試験法便覧3-8-2	設計図書による。	当初及び材料の変化時	CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
				含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	1~2回/日		
その他	旧アスファルト混合物の密度試験		舗装試験法便覧 3-7-7		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。			
27	路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
				旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
				既設表層混合物の最大比重試験	舗装試験法便覧 3-9-5		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
				既設表層混合物のアスファルト抽出粒度分析試験	舗装試験法便覧 3-9-6		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
				既設表層混合物のふるい分け試験	舗装試験法便覧 3-4-3		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
				新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	「アスファルト舗装」に準じる。	当初及び材料の変化時		○
		施工	必須	現場密度の測定	舗装試験法便覧 3-7-7	96%以上	1,000m <sup>2</sup> につき 1 個	空隙率による管理でもよい。	
				温度測定	JIS Z 8710	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
				かきほぐし深さ	舗装再生便覧 付録-8	0.7cm以内	1,000m <sup>2</sup> 毎		
			その他	粒度(2.36mmフルイ)	舗装試験法便覧 3-4-3	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
27 路上表層再生工	施工	その他	粒度 (75 μmフルイ)	舗装試験法便覧 3-4-3	75 μmふるい: ±5%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装試験法便覧 3-9-6	アスファルト量: ±0.9%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
28 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤: 施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉砕、製鋼スラグ (SS) 表乾比重: 2.45以上 吸水率: 3.0%以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤: 施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量: 0.25%以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤: 施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○
			粗骨材の形状試験	舗装試験法便覧 3-4-7	細長、あるいは扁平な石片: 10%以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤: 施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤: 施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
28 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			フィラーのフロー試験	舗装試験法便覧 3-4-15	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装試験法便覧 3-4-17	水浸膨張比：2.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	碎石・玉砕、製鋼スラグ(SS)：30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
28 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm) 以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			伸度試験	JIS K 2207	50cm以上 (15℃)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
28 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	引火点試験	JIS K 2265	260℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			タフネス・テナシティ試験	舗装試験法便覧 3-5-17	タフネス：20N・m	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			密度試験	JIS K 2207		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
28 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装試験法便覧 3-4-3 舗装試験法便覧 3-9-6	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上, 3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上, 1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○		
			粒度 (75 μmフルイ)	舗装試験法便覧 3-4-3 舗装試験法便覧 3-9-6	75 μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上, 3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上, 1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○		
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装試験法便覧 3-9-6	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上, 3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上, 1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○		
		その他	温度測定 (アスファルト・骨材・混合)	JIS Z 8710	配合設計で決定した混合温度。	随時				○
			ホイールラッキング試験	舗装試験法便覧 3-7-3	設計図書による。	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○	
			ラベリング試験	舗装試験法便覧 3-7-2	設計図書による。	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐磨耗性の確認	○	
			カンタプロ試験	舗装試験法便覧別冊 1-1-2T	設計図書による。	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○	
		舗設現場	必須	温度測定 (初期締固め前)	JIS Z 8710	140～160℃	随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)		
				現場透水試験	舗装試験法便覧別冊 1-1-3T 舗装試験法便覧 5-4-1	X <sub>10</sub> 1000mL/15sec以上 X <sub>10</sub> 300mL/15sec以上 (歩道箇所)	1,000㎡ごと。			
			現場密度の測定	舗装試験法便覧 5-3-6	基準密度の94%以上。 歩道箇所：設計図書による	・中規模以上の工事：定期的又は随時 (1,000㎡につき1個)。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上, 3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上, 1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの			
外観検査 (混合物)	目視			随時						
29 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨材	舗装試験法便覧 3-4-3	再生骨材使用量500 t ごとに1回。		○			

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による確認	
29	プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材	舗装試験法便覧 3-9-6	3.8%以上	再生骨材使用量500 t ごとに1回。	○	
				旧アスファルト含有量	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト針入度	20(1/10mm)以上 (25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100 t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。	○	
				再生骨材洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500 t ごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいにとどまるものと、水洗後の75μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からとめる。	○
				再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化	○	
	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装試験法便覧 3-4-3 舗装試験法便覧 3-9-6	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.8.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数	○		
			粒度 (75μmフルイ)	舗装試験法便覧 3-4-3 舗装試験法便覧 3-9-6	75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.8.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数	○		
			再生アスファルト量	舗装試験法便覧 3-9-6	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.8.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数	○		
		その他	水浸マーシャル安定度試験	舗装試験法便覧 3-7-4	設計図書による。	設計図書による。	耐水性の確認	○	
			ホイールラッキング試験	舗装試験法便覧 3-7-3	設計図書による。	設計図書による。	耐流動性の確認	○	
			ラベリング試験	舗装試験法便覧 3-7-2	設計図書による。	設計図書による。	耐磨耗性の確認	○	
	舗設	必須	外観検査 (混合物)	目視		随時			
			温度測定 (初期締固め前)	JIS Z 8710		随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)		
			現場密度の測定	舗装試験法便覧 3-7-7	基準密度の94%以上。 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。	・中規模以上の工事：定期的又は随時 (1,000㎡につき1個)。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。			
	30	ガス切断工	必須	表面粗さ	目視	主要部材：50μmRy以下 二次部材：100μmRy以下	表面あらさとは、JIS B 0601に規定する表面の粗度をあらわし、50μmRyとは表面あらさ50/1000mmの凸凹を示す。		
ノッチ深さ				・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあってはならない 二次部材：1mm以下	ノッチ深さとは、ノッチ上線から谷までの深さを示す。			
スラグ				目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、こん跡を残さず容易にはく離するもの。				
上縁の溶け				目視	わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。				
その他			平面度	目視	設計図書による (日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)				
			べベル精度	計測器による計測	設計図書による (日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)				
			真直度	計測器による計測	設計図書による (日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)				
31	溶接工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
31 溶接工	施工	必須	型曲げ試験 (19mm未満裏曲げ) (19mm以上側曲げ) : 開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1 開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属および溶接熱影響部で母材の規格値以上（それぞれ3個の平均）。	試験片の形状：JIS Z 2202 4号 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1 開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1 開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	
			非破壊試験：開先溶接	JIS Z 3104	引張側：2類以上 圧縮側：3類以上	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1 開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接 図-17.4.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法および試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.3 すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法および試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	道路橋示方書・同解説による	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	
			突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104	引張側：2類以上 圧縮側：3類以上	RTの場合はJIS Z 3104による。 UTの場合はJIS Z 3060による。		
			外観検査（余盛高さ）	・目視 ・ノギス等による計測	道路橋示方書・同解説による			
			外観検査（すみ肉溶接サイズ）	・目視 ・ノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズおよびのど厚は、指定すみ肉サイズおよびのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズおよびのど厚ともに-1.0mmの誤差を認めるものとする。			
			外観検査（アンダーカット）	・目視 ・ノギス等による計測	アンダーカットの深さは、0.5mm以下でなければならない。			
			外観検査（オーバーラップ）	・目視 ・ノギス等による計測	あつてはならない。			
			外観検査（ビード表面の不整）	・目視 ・ノギス等による計測	ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。			
			外観検査（アークスタッド）	・目視 ・ノギス等による計測	・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・クラックおよびスラグ巻き込み：あつてはならない。 ・アンダーカット：するどい切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）をこえてはならない。			

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による確認												
31 溶接工		その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	われなどの欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。													
32 工場製作工 (鋼橋用鋼材)	材料	必須	外観検査 (主部材・代表部)	現物照合		現物立会による目視及びリングマーク照合を行い、一致すること。 その他すべての項目がミルシートで照合して全て一致すること。														
			外観検査 (主部材・その他)	帳票確認		すべての項目がミルシートで照合して全て一致すること。														
			外観検査 (付属部材)	帳票確認		すべての項目がミルシートで照合して全て一致すること。														
			機械試験		JISによる															
33 管渠築造工 (改良土)	材料	必須	最大粒径 (管周辺部)	粒度試験 (沈降分析を行わない場合)	20mm以下	改良土1,000㎡につき1回又は、1日につき1回の割で行う。		○												
			最大粒径 (路盤下部)	粒度試験 (沈降分析を行わない場合)	100mm以下	改良土1,000㎡につき1回又は、1日につき1回の割で行う。		○												
			4,750μフル通過量	粒度試験 (沈降分析を行わない場合)	25~100%	改良土1,000㎡につき1回又は、1日につき1回の割で行う。		○												
			75μフル通過量	粒度試験 (沈降分析を行わない場合)	0~25%	改良土1,000㎡につき1回又は、1日につき1回の割で行う。		○												
			CBR	CBR試験	6%以上 20%未満	改良土1,000㎡につき1回又は、1日につき1回の割で行う。		○												
			塑性指数	液性・塑性限界試験	10以下	改良土1,000㎡につき1回又は、1日につき1回の割で行う。		○												
	施工	必須	土研式円錐貫入試験		14回~24回/10cm	100mにつき1箇所程度	試験方法については、監督員と協議し変更しても良い。													
33 管渠築造工 (ダクタイル 鋳鉄管)	材料	必須	外観及び形状、寸法	現物照合	JWWA G 113 JIS G 5526	外観は全数、その他は監督員の指示により実施する。	水道用ダクタイル鋳鉄管	○												
			外観及び形状、寸法	現物照合	JWWA G 114 JIS G 5527	外観は全数、その他は監督員の指示により実施する。	水道用ダクタイル鋳鉄異形管	○												
			外観及び形状、寸法	現物照合	JWWA A 113 JWWA G 112	外観は全数、その他は監督員の指示により実施する。	内面塗装 ・モルタルライニング ・エポキシ樹脂粉体塗装	○												
			外観及び形状、寸法	現物照合	JWWA K 139 JDP A Z 2009	外観は全数、その他は監督員の指示により実施する。	外面塗装 ・水道用ダクタイル管用合成樹脂塗装 ・ダクタイル鋳鉄管外面特殊塗装	○												
			外観及び形状、寸法	現物照合	JIS G 5526, 5527 JWWA G 113, 114の付属書	外観は全数、その他は監督員の指示により実施する。	水道用ダクタイル鉄管用接合部品	○												
			外観及び形状、寸法	現物照合	JWWA K 158	外観は全数、その他は監督員の指示により実施する。	水道用ダクタイル鋳鉄管用ホリエンリンスリーブ	○												
			外観及び形状、寸法	現物照合	JDP A G 1029	外観は全数、その他は監督員の指示により実施する。	推進工法用ダクタイル鉄管	○												
	施工	必須	NS形継手	NS形ダクタイル鉄管接合要領書	<table border="1"> <thead> <tr> <th>管径</th> <th>ボルトの呼び</th> <th>締付けトルク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500・600</td> <td>M20</td> <td>100N・m</td> </tr> <tr> <td>700・800</td> <td>M24</td> <td>140N・m</td> </tr> <tr> <td>900・1000</td> <td>M30</td> <td>200N・m</td> </tr> </tbody> </table>	管径	ボルトの呼び	締付けトルク	500・600	M20	100N・m	700・800	M24	140N・m	900・1000	M30	200N・m	継手箇所毎。	品質管理図を作成し提出する。	
			管径	ボルトの呼び	締付けトルク															
			500・600	M20	100N・m															
			700・800	M24	140N・m															
			900・1000	M30	200N・m															
			S形継手	S形ダクタイル鉄管接合要領書	<table border="1"> <thead> <tr> <th>管径</th> <th>ボルトの呼び</th> <th>締付けトルク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100~600</td> <td>M20</td> <td>100N・m</td> </tr> <tr> <td>700・800</td> <td>M24</td> <td>140N・m</td> </tr> <tr> <td>900~2600</td> <td>M30</td> <td>200N・m</td> </tr> </tbody> </table>	管径	ボルトの呼び	締付けトルク	100~600	M20	100N・m	700・800	M24	140N・m	900~2600	M30	200N・m	継手箇所毎。	品質管理図を作成し提出する。	
管径	ボルトの呼び	締付けトルク																		
100~600	M20	100N・m																		
700・800	M24	140N・m																		
900~2600	M30	200N・m																		
KF形継手	KF形ダクタイル鉄管接合要領書	<table border="1"> <thead> <tr> <th>管径</th> <th>ボルトの呼び</th> <th>締付けトルク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300~600</td> <td>M20</td> <td>100N・m</td> </tr> <tr> <td>700・800</td> <td>M24</td> <td>140N・m</td> </tr> <tr> <td>900</td> <td>M30</td> <td>200N・m</td> </tr> </tbody> </table>	管径	ボルトの呼び	締付けトルク	300~600	M20	100N・m	700・800	M24	140N・m	900	M30	200N・m	継手箇所毎。	品質管理図を作成し提出する。				
管径	ボルトの呼び	締付けトルク																		
300~600	M20	100N・m																		
700・800	M24	140N・m																		
900	M30	200N・m																		

## [参考資料]

### ロックボルトの引抜試験

#### (1) 計測の目的

ロックボルトの定着効果を確認することを目的とする。

#### (2) 計測の要領

ロックボルトの引抜試験方法に従って行う。

実施時期は施工後3日経過後とし、最大引抜荷重は10tonとする。

#### (3) 結果の報告

計測結果は図4-1の要領で整理する。

#### (4) 試験後のボルトの処置

引抜試験の結果が荷重変位曲線図4-1のA領域に留まっている状態の場合には、試験後のボルトはそのままとし、これを補うボルトは打設しないものとする。

図のB領域に入る場合には、その他のボルトの状況を判断して施工が悪いと思われるものについては、試験したボルトを補うボルトを打設する。また地山条件によると思われる場合には地中変位や、ロックボルトの軸力分布等を勘案して、ロックボルトの設計を修正する。

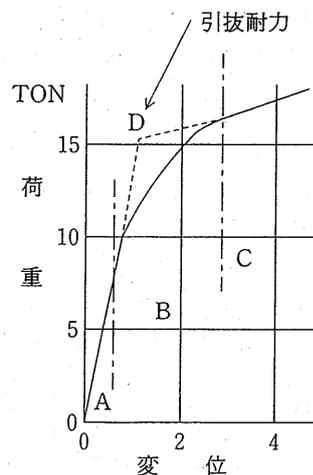


図4-1 ロックボルトの引抜試験

#### (ロックボルトの引抜試験方法)

この方法はISRMの提案する方法に準拠したものである。

(International Society for Rock Mechanics, Commission on Standardization of Laboratory and Field Tests, Committee on Field Tests Document No.2, 1974)

#### (1) 引抜試験準備

ロックボルト打設後に、載荷時にボルトに曲げを発生しないように図4-2のように反力プレートをボルト軸に直角にセットし、地山との間は早強石膏をはりつける。

#### (2) 引抜試験

引抜試験は、図4-3のようにセンターホールジャッキを用い、油圧ポンプで1ton毎の段階載荷を行って、ダイヤルゲージでボルトの伸びを読み取る。

#### (3) 全面接着式ボルトの場合の注意事項

(イ) 吹付コンクリートが施工されている時は、コンクリートを取りこわして岩盤面を露出させるか、

あるいは、あらかじめ引抜試験用のロックボルトに、吹付コンクリートの付着の影響を無くすよう布等を巻いて設置して試験を行うのが望ましい。ロックボルトに歪みゲージを貼付けて引抜試験の結果が得られている場合には、その結果を活用することにより、特に吹付コンクリートを取り壊す必要はない場合もある。

- (ロ) 反力は、ロックボルトの定着効果としてピラミッド形を考慮する場合には、できるだけ孔等は大きいものを用い、ボルト周辺岩盤壁面を拘束しないこと。
- (ハ) ロックボルトの付着のみを考慮する場合は、反力をできるだけロックボルトに近づけること。

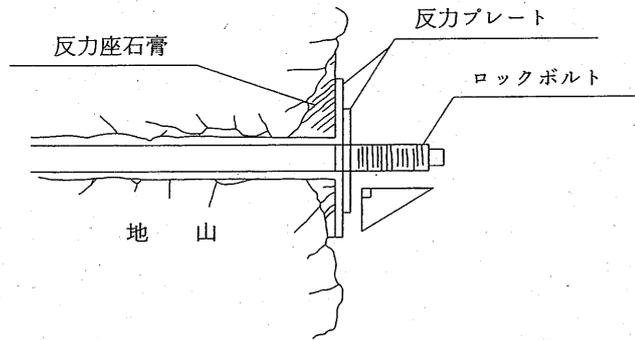


図4-2 反力座の設置

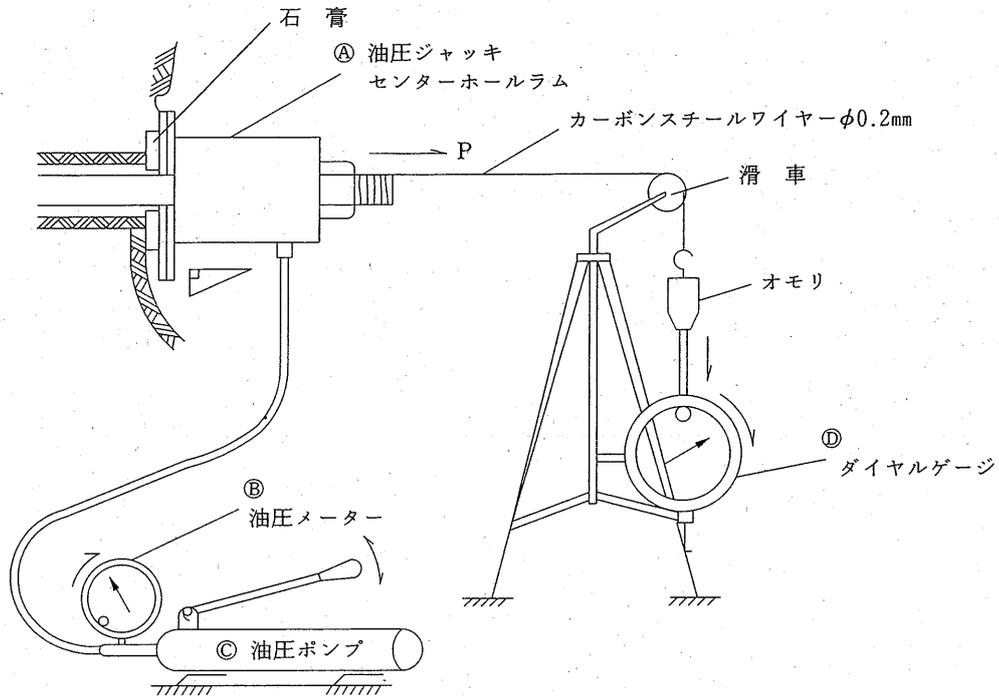


図4-3 引抜試験概要図